

長崎労働局発表

平成28年7月28日（木）

長崎労働局 職業安定部

職業対策課長 桑野 栄一

雇用対策係 小島 陽平

電話 095-801-0042（内線：432）

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーンを8月に実施します

【ポイント】

○児童扶養手当受給者の8月の現況届提出時に合わせ、ハローワークが自治体に出向いて児童扶養手当受給者の就労相談を受け付ける臨時相談窓口等を設置する。（一部自治体を除く）

生活保護受給者や児童扶養手当受給者（以下「生活保護受給者等」という。）の就労促進を図るため、生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「生保事業」という。）を実施していますが、生保事業の支援対象者とするに当たっては、自治体からハローワークへの送出し（支援要請）が必要となります。

しかし、児童扶養手当受給者については、自治体へ定期的に出向く機会が少ないため、生保事業への送出しが少ないことが課題となっています。

児童扶養手当受給者の生保事業による就労促進を図るため、厚生労働省では「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と題し、8月の現況届の提出にあわせ、児童扶養手当を受給されている方を生保事業へ誘導するための取組を実施します。

長崎労働局における取組の概要は以下のとおりです。

記

1. 実施期間：別表のとおり
2. 主な内容：自治体庁舎内に、ハローワークの臨時相談窓口を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施

別表：長崎県内における臨時相談窓口の設置予定

自治体	開設日等	管轄安定所
諫早市	8月毎週火曜日 (13:30~16:30)	ハローワーク諫早(専門援助部門) 0957-21-8609
対馬市	8月2日、30日 (10:30~15:30)	ハローワーク対馬(職業紹介部門) 0920-52-8609
五島市	8月5、19、30、31日 (10:00~16:00)	ハローワーク五島(職業紹介部門) 0959-72-3105
長与町	8月第2~5週の水曜日 (14:00~16:00)	ハローワーク長崎(職業相談第三部門) 095-862-8674
時津町	8月第2~5週の水曜日 (10:00~12:00)	ハローワーク長崎(職業相談第三部門) 095-862-8674
佐々町	8月18日 (10:30~15:00)	ハローワーク佐世保(職業相談第二部門) 0956-88-2004
新上五島町	8月5、19、29日 (10:30~14:00)	ハローワーク五島(職業紹介部門) 0959-72-3105

※ 掲載されていない自治体については、ハローワークと自治体庁舎の近接や、設置スペース等の理由により臨時相談窓口の設置は予定しておりませんが、ハローワークにおける相談は随時受け付けています。

○生活保護受給者等就労促進事業

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図るための事業。

事業の概要及び長崎労働局における過去の実績については別紙を参照。

○児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童などについて、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給されるもの。

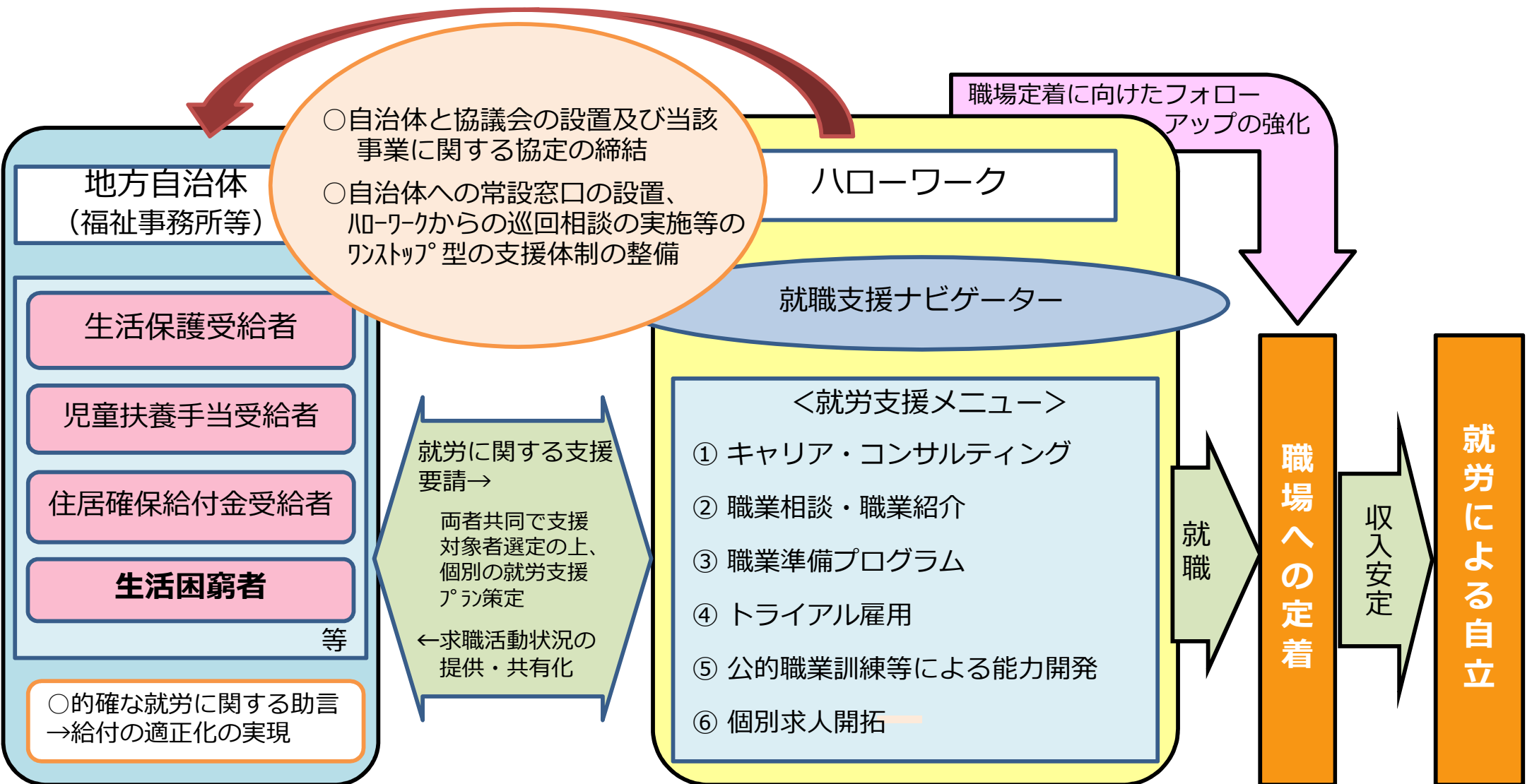
○児童扶養手当受給者の現況届

児童扶養手当受給者は、児童扶養手当法施行規則第4条に基づき、毎年8月1日から8月31日までの間に、所得や対象児童の状況等の現況を、居住する市や町の担当窓口へ提出することとなっている。

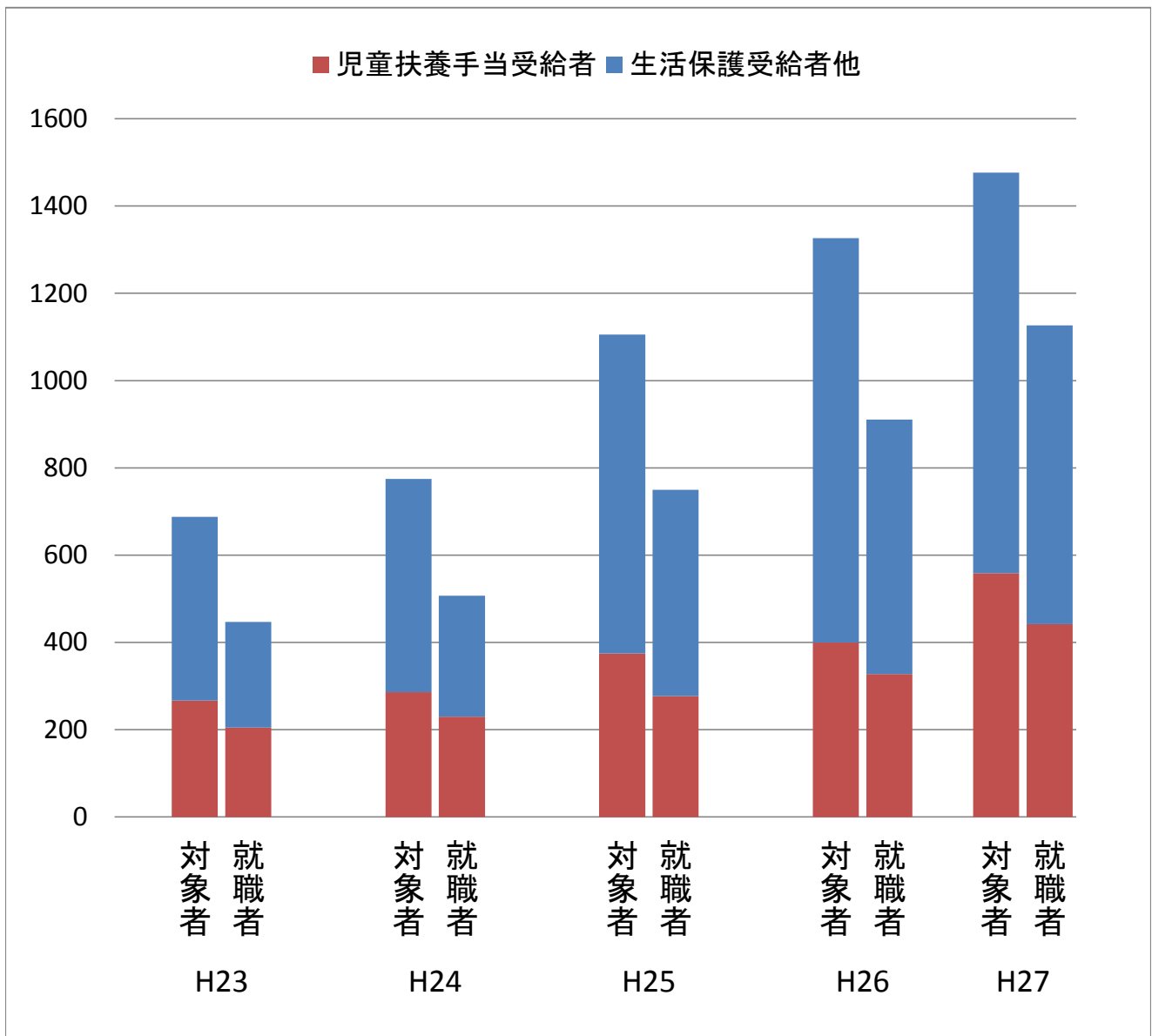
生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

さらに、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたところであり、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



長崎労働局における生活保護受給者等就労自立促進事業の実績推移



	H23	H24	H25	H26	H27
支援対象者	688	775	1,106	1,327	1,477
うち児童扶養手当受給者	267	286	375	400	559
就職件数	447	507	750	911	1,127
うち児童扶養手当受給者	205	230	277	328	442